



# 杉原事務所だより

社会保険労務士杉原事務所  
株式会社 Vision Partner  
〒503-0019 岐阜県大垣市北方町 1-1165-1  
TEL 0584-81-8281 FAX 0584-81-8276  
URL <http://www.sharo-shi.gifu.jp>

28年  
1月



今月の1枚

初詣はお千代保稲荷と南宮大社に参拝しました。今年は大変良かったせいか、参拝者が多く混雑していました。昨年、長女・長男共に無事進学出来たため、お稲荷様と神様に感謝してきました。

正直なところ、お千代保稲荷と南宮大社に参拝する理由は、「近いから」にすぎないのですが、毎年おなじ時期に同じ行動をとると、それだけで、安心できます。(杉原)

## 新年のご挨拶

新年、明けましておめでとうございます。旧年中は、大変お世話になりました。本年もよろしくお願い申し上げます。

昨年は、前半は想定外に顧問先の破産・廃業等が続き、後半はマイナンバーやストレスチェック等の法改正等があったため、慌ただしい日々が続きましたが、業績は概ね順調に推移しました。しかしながら、杉原事務所では、規模が徐々に拡大するに従い、①拡大基調をどのように維持し、②職員の提案力をどのように高め、③コスト増をどのように吸収していくのか、がここ数年の課題となっていますが、未だ有効な解決策を見つけられずいます。

少しでも課題の解決を図り、皆様の多様な要望にお応えすべく、本年度は、以下の目標を掲げ、職員一丸となって取り組んでまいります。(杉原)

### 2016年度 杉原事務所 目標

1. 顧問先増加数 15 社の達成
2. 職員の提案力の向上と営業数値目標の達成（各職員に設定する Value[弊所独自の付加価値指標]の達成）
3. 事務処理の効率化（業務分担の見直し、業務処理ツール・システムの導入）
4. 個人情報保護体制の確立と維持（プライバシーマーク取得と体制の継続維持）
5. 各委員会（広報、業務改善、個人情報保護、研修、福利厚生）の活動支援
6. 社労士報酬基準の改定（従量制社労士報酬の適用拡大等）

### 2016年度 Vision Partner 目標

1. ASP 目標管理・目標達成支援システム（THE GOAL）の運用開始（杉原事務所＋顧問先 2 ヶ所での試験的運用）
2. コンサルタントの育成と増員（既存職員＋1 名増員）
3. マイナンバー関連、ストレスチェック関連のサービスメニューの確立

## 雇用保険のマイナンバー記載が開始

平成 28 年 1 月から雇用保険の届出にマイナンバーの記載が必要となりました。事業主が提出するものは「資格取得届」、「資格喪失届」、「氏名変更届」または「雇用継続給付に関する手続（高年齢雇用継続給付、育児休業給付や介護休業給付）」です。

### ワンポイントアドバイス


従業員が退職した際、ハローワークから交付される「**離職票**」には個人番号（マイナンバー）欄がありますが、**退職者自身が記入する**方法がとられています。つまり事業主は、ハローワークから交付された離職票を**今まで通りそのまま**退職者へ渡すだけです。離職票のお取扱いにはくれぐれもご注意ください。



なお、弊所でも、利用目的に則し、マイナンバーを含む個人情報のご提供について、事業主及び事務ご担当者様にご協力を賜り誠にありがとうございます。引き続きマイナンバーに関する疑問等ございましたら、各担当者までお問い合わせください。（堀）

## 傷病手当金の日額が変更されます

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康法等の一部を改正する法律が施行され、**平成 28 年 4 月 1 日から傷病手当金の支給額算定方法が変更されます**。傷病手当金は業務外の理由により被保険者本人が療養のために 4 日以上休んで給料を受けられない場合に、4 日目から欠勤 1 日につき標準報酬日額の 3 分の 2 を受けることが出来る制度です。今回の改正は不正受給防止が目的です。例えば、予め働くことができなくなるということが分かっているにも関わらず、高額な給与や報酬で就職し傷病手当金を受けるケースを防ぐ狙いがあります。具体的な変更点は次のとおりです。（杉山）

改正前	改正後
<p>標準報酬月額額の 1/30（標準報酬日額）の 3 分の 2 を支給</p> 	<p>◆被保険者期間 1 年以上 給付を受ける月以前 12 ヶ月の各月の標準報酬月額額の<b>平均額</b>の 1/30 の 3 分の 2</p> <hr/> <p>◆被保険者期間 1 年未満</p> <p>①全加入期間の標準報酬月額額の<b>平均額</b>の 1/30 の 3 分の 2</p> <p>②<b>加入する健康保険の平均標準報酬月額</b>※の 1/30</p> <p>①または②のいずれか低い方</p> <p>※協会けんぽの平均標準報酬月額 28 万円（平均標準報酬日額 9,330 円）</p>

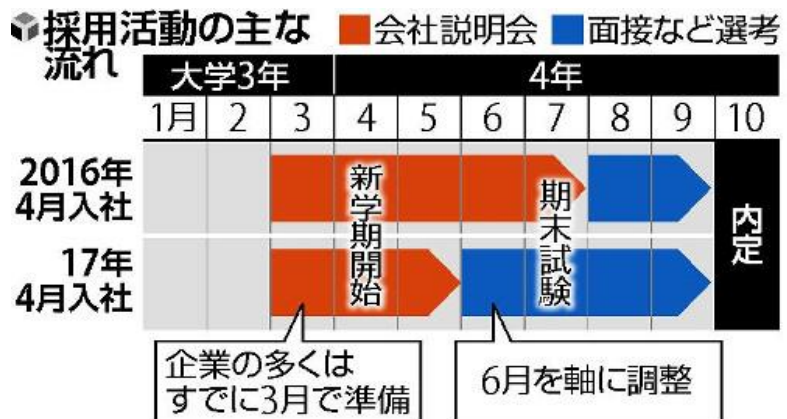
## 今年の新卒採用選考は 6 月から

経団連は、平成 29 年新卒の採用選考について、企業における採用活動解禁日などを盛

り込んだ『採用選考に関する指針』を公表しました。これによると、今年の**広報活動開始は3月1日、採用選考開始は6月1日**からとされています。

採用選考解禁日は、昨年、「学生は学業を優先すべき」との政府要請に経団連が応え、従来と比べ4ヵ月遅い8月1日から解禁されました。就活スタートが遅れることについて学生からの不安の声や、スケジュール変更による混乱も見られましたが、今年は2ヵ月前倒しされることになります。

一方、同指針には、授業のない休日や平日の夕方以降に採用面接を行うなど、企業は学生の事情を十分勘案し配慮することなどが盛り込まれており、就活と学業の両立を模索している様子がうかがえます。なお、この指針が適用となるのは「大学卒業予定者・大学院修士課程修了予定者」および「短大・高専卒業予定者」です。杉原事務所では、ハローワークへの手続き等、新規学卒求人のお手伝いを致します。ぜひ担当までお声かけください。（江崎）



## 「マタハラ防止策」義務化など法改正案

厚生労働省は、妊娠や出産を理由に退職などを迫る「**マタニティー・ハラスメント（マタハラ）**」防止策の**企業への義務化**などを柱とした“仕事と育児・介護の両立を支援する制度の改正案”を公表しました。厚労省は「男女雇用機会均等法」と「育児・介護休業法」を改正し、**平成29年4月以降の実施を目指します**。

現行法では、事業主に対し妊娠や出産、育児を理由に職場で解雇や降格、減給などの不利益な扱いをするマタハラを禁止しています。しかし、上司や同僚による嫌がらせは対象外となっており、マタハラ被害が相次ぐ要因とされています。今回の制度改正では、社内に相談窓口を設けたり上司らに研修を受けさせたりするなどの防止措置を、事業主や派遣労働者を受け入れる企業にも義務付けます。また、介護に関しては原則1回限りの介護休業の取得を3回に分けて取得可能とし、対象の家族を別居の祖父母と兄弟らにも広げたり、パートや派遣などの非正規の労働者が育児休業を取りやすくするための要件緩和なども改正案に盛り込まれています。



これからは、妊娠、出産、育児や介護が必要な時期に離職することなく働き続けること（仕事と家庭生活の両立）ができる環境づくりを企業がどう整えていくかが重要になりそうです。（松野）

## 「ストレスチェック実施プログラム」ダウンロード開始

昨年12月1日からストレスチェック制度が開始されました。メディアでも時々取り上げられている中、厚生労働省が以前から予定していました「厚生労働省ストレスチェック実施プログラム」のダウンロードが開始されました。このプログラムは、ストレスチェックの受検、結果出力、集団分析等ができるプログラムになっている他、実施者専用管理ツールなど多くの機能が備わっています。無料で提供されていますので、このプログラムを利用し、ストレスチェックの実施を考え

みてもよいかもしれません。「厚生労働省ストレスチェック実施プログラムダウンロードサイト」で検索してご覧下さい。（稲葉）



「厚生労働省版ストレスチェック実施プログラム」  
ダウンロードサイト



## 雇用分野での障害者差別が禁止に

平成 28 年 4 月 1 日から「障害者の雇用の促進等に関する法律」が改正され、雇用の分野で障害者に対する差別が禁止され、合理的配慮の提供が義務となります。

これにより、平成 28 年 4 月からは、募集・採用、賃金、配置、昇進などにおいて、障害者であることを理由に差別することが禁止されると共に、障害者からの相談に適切に対応するために相談窓口を設置するなど必要な体制を整備しなければならず、また、障害者からの苦情を自主的に解決することが努力義務となります。（金森）

### ～ 改正のポイント ～

Point 1

#### 雇用分野での障害者差別を禁止

障害者であることを理由とした障害のない人との不当な差別的取扱いが禁止されます。

Point 2

#### 雇用分野での合理的配慮の提供義務

障害者に対する合理的配慮の提供が義務となります。

Point 3

#### 相談体制の整備、苦情処理 紛争解決の援助

障害者からの相談に対応する体制の整備が義務となります。  
障害者からの苦情を自主的に解決することが努力義務となります。

（「厚生労働省リーフレット」より一部抜粋）

### －マイナンバー収集書式を改訂しました－

マイナンバーを従業員から収集するための書式「個人番号台帳兼届出書」を改訂しました。これまで、弊所が顧問先等に配布していた書式は、わかりづらい面があり、また、添付書類など企業によって異なる収集方法に対応していませんでしたが、新しい書式は、利便性とわかり易さを追究し、3パターン作成しました。

書式は、弊所のメルマガ杉原事務所通信で配信していますが、メルマガ登録していない顧問先様は、無料提供しますので、担当者までお気軽にお声かけください。（杉原）

（今月の「コンサルティングの部屋」はお休みさせていただきます）



、クリスマス→お正月→誕生日と楽しいイベント続きでワクワクした子どもの頃を思い出します。全てのイベントを一回で済まされてしまう危機を回避しようと考えていたのも良い思い出です。近年、親に誕生日プレゼントは何がよいかと聞かれ「現金」と答えていたゲンキな自分を反省し、今年は久しぶりに一緒に食事がしたいと言ってみようと思います。皆様にたくさんの幸せが訪れる年になりますように。本年もよろしくお願いいたします。(江崎)

- あけましておめでとうございます。本年もよろしくお願い申し上げます。みなさん初詣は行かれましたか？私はここ2～3年、帰省してきた姉と連れ立って、自宅から徒歩30分ほどの八幡神社に初詣に行くのが恒例になっております。東海地方には伊勢神宮を始め、熱田神宮・多度大社等々立派な寺社仏閣が多くありますが、七五三・受験・成人式など人生の節目でお世話になった地元の神社はやはり落ち着きます。清々しい気持ちでお参りした後は、そのまま駅前のショッピングセンターや百貨店の初売りに馳せ参じるのが一連の流れです。どうか後半の煩惱部分は神様の目に届いていませんように。(岡部)

